

改正

平成21年6月25日条例第25号

平成29年12月19日条例第36号

串間市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、市内において工場、試験研究施設、情報サービス業施設、農林水産物生産加工施設、流通業務施設及び観光・スポーツ・レジャー産業関連施設（以下「工場等」という。）を新設、増設又は移設（以下「設置」という。）する者に対して必要な措置を講ずることにより、産業の振興と雇用の拡大を図り、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造、加工又は修理を事業として行うために使用する施設をいう。
- (2) 試験研究施設 高度な技術を工業製品等の開発に利用するための試験又は研究を行う施設をいう。
- (3) 情報サービス業施設 情報の処理又は提供などのサービスを行う事業で規則で定めるものをいう。
- (4) 流通業務施設 道路貨物運送業、倉庫業、梱包業又は卸売業の用に供する設備を有する施設をいう。
- (5) 農林水産物生産加工施設 農林水産物の生産及び加工を行う施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 観光・スポーツ・レジャー産業関連施設 専ら観光事業に寄与する娯楽、宿泊その他これに類する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を行う施設を除く。）で、規則で定めるものをいう。
- (7) 新設 市内に新たに工場等を建設（工場等を取得し、若しくは借り受け、又は新たな工場等として事業を行う場合を含む。）することをいう。
- (8) 増設 市内に工場等を有する者が、事業規模を拡大する目的で、当該工場等を新たに拡張し、若しくは既存の事業用地外に工場等を建設し、又は新たに機械等を設備することをいう。
- (9) 移設 市内に工場等を有する者が、従来の工場等を廃止して、市内の他の場所に新たに工場等を移動させることをいう。
- (10) 事業者 工場等の設置を行う者をいう。
- (11) 投下固定資産 設置した工場等の事業開始の日までに取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、建物及び償却資産をいう。）のうち、工場等の事業に供するものをいう。
- (12) 従業員の新規雇用 設置した工場等の事業開始に伴い、当該工場等に常時雇用される者で市内に住所を有するもの（非正規雇用労働者を除く。以下「従業員」という。）を新たに雇用することをいう。

(工場等の指定)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する工場等で、相当と認めるものを指定工場（以下「指定工場等」という。）として指定する。

- (1) 新設した工場等であって、投下固定資産の取得額にかかわらず従業員の新規雇用が5人以上であるもの。ただし、試験研究施設及び情報サービス業施設については、従業員の新規雇用が3人以上であるもの
- (2) 増設した工場等であって、投下固定資産の取得額にかかわらず従業員の新規雇用が2人以上であるもの

2 前項の指定工場等の指定を受けようとする事業者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(特別措置)

第4条 市長は、指定工場等の指定を受けた事業者（以下「指定事業主」という。）で市税等を完納しているものに対し、次の各号に掲げる特別措置を講ずることができる。

- (1) 固定資産税の課税免除
- (2) 雇用促進奨励金の交付
- (3) 用地取得助成金の交付
- (4) 施設整備等助成金の交付
- (5) 工場等賃借料助成金の交付
- (6) 機械設備等移設助成金の交付
- (7) 専用通信回線使用料助成金の交付
- (8) 専用通信回線設置助成金の交付
- (9) 社員寮賃借料助成金の交付

2 前項の特別措置の内容等は、別表に定めるとおりとする。

3 第1項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、その他の特別措置を講ずることができる。

4 第1項（第1号を除く。）の特別措置を受けようとする指定事業主は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

5 市長は、第1項の特別措置を講ずる場合には、串間市企業立地促進審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第5条 指定事業主は、第3条第2項の規定による申請事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業主に対し、その指定を取り消し、第4条第1項に規定する特別措置を中止し、並びに同項第2号から第9号までの規定により交付した奨励金及び助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に定める指定工場等の指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 特別措置の適用期間が終了した翌年度（複数の特別措置が講じられているときは、適用期間の終了する年度が最も遅いものの翌年度）から5年以内に事業を廃止又は休止したとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 次条に定める報告をしなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(事業報告)

第7条 市長は、指定事業主に対し、第4条に規定する特別措置に関する必要な報告を求めることができる。

(特別措置の承継)

第8条 市長は、合併、譲渡、相続その他の理由により、指定事業主に変更が生じたときは、その事業を承継する者に対して引き続いて特別措置を講ずることができる。

2 前項の承継者は、規則に定めるところにより、市長に当該承継について承認を得なければならない。

(指定工場等の休止又は廃止)

第9条 指定事業主は、指定工場等を休止又は廃止しようとするときは、規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(審議会の設置)

第10条 この条例を公正かつ円滑に運用するため、串間市企業立地促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、第3条第2項に規定する申請を受理したときは、審議会に諮問し、適当と認める工場等について指定するものとする。

3 審議会の委員は、10人以内とし、商工団体代表、金融機関代表、学識経験者及び市職員の中から委嘱又は任命する。

4 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、職責による委員の任期は、その在職期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長、副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を処理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第12条 審議会の運営を円滑にするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第4条関係)

| 特別措置の種類 | 特別措置の内容 | 限度額 |
|------------|--|--|
| 固定資産税の課税免除 | 指定事業主が、事業の用に供した後、新たに工場等に対して固定資産税を課されることとなる年度から3年間について固定資産税を免除する。 | |
| 雇用促進奨励金 | (1) 指定工場等の指定に伴い、1年以上雇用する従業員について、当該従業員(次号に該当する従業員は除く。)の数に30万円を乗じて得た額を交付する。 (2) 前号に規定する従業員のうち障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号から第6号までに掲げる者がいる場合は、当該従業員の数に40万円を乗じて得た額を交付する。 (3) 申請は、該当する従業員1人につき1回限りとする。 | 1億円 |
| 用地取得助成金 | 工場等の設置に伴い取得した土地の金額に100分の30を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を交付する。 | 2,000万円 |
| 施設整備等助成金 | (1) 工場等の設置に伴い、その整備に要した経費の合計額(他の助成制度を併用する場合には、当該助成額を差し引いた額)に100分の50を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を交付する。 (2) 交付すべき金額が、2,000万円を超える場合は、1年度当たり2,000万円を超えない範囲で、5年を限度に複数年にわたり交付する。 | (1) 新規雇用が15人未満の場合は、3,000万円(整備等に要した経費の合計額の2分の1以上を市内事業者(市内に本社、支店等を有し、事業を営む者をいう。以下同じ。)が受注した場合は、5,000万円) (2) 新規雇用が15人以上の場合は、7,000万円(整備等に要した経費の合計額の2分の1以上を市内事業者が受注した場合は、1億円) |
| 工場等賃借料助成金 | (1) 工場等の建物及び土地に係る月額賃借料(敷金、権利金その他これに類するものを除く。)の12月分(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を交付する。 (2) 事業開始日の属する月から3年間に限り交付する。 | 月額20万円 |

| | | |
|--------------|---|-------------------------|
| 機械設備等移設助成金 | 指定工場等の移設（指定工場等として指定された日から10年以上事業継続している場合に限る。）に伴い、当該機械設備等の移設に要した経費に100分の50を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。 | 2,000万円 |
| 専用通信回線使用料助成金 | (1) 情報サービス施設の用に供するために設置した専用通信回線等の年間使用料に100分の80（他の助成制度を併用する場合にあつては100分の50）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。 (2) 事業開始日の属する月から3年間に限り交付する。 | 年間500万円 |
| 専用通信回線設置助成金 | 指定工場等の指定に伴い、情報サービス施設の用に供するために設置した専用通信回線等の設置に係る額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。 | 10万円 |
| 社員寮賃借料助成金 | (1) 指定事業主が、従業員に提供する社員寮として1年以上賃貸借契約している市内の住宅等で、月額賃借料が3万円以上の住宅等につき、年額の賃借料に100分の30を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付する。 (2) 事業開始日以降、1年を超えない期間内に賃貸借契約を締結したものに限り、賃貸借契約締結日の属する月から2年間交付する。 | 年間150万円。ただし、1戸あたり年間20万円 |